

総税企第47号
平成25年4月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長
殿

総務大臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第107号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第37号）は平成25年3月30日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

I 総括的事項

平成25年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、及び社会保障・税一体改革を着実に実施するため、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 個人住民税について、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に係る課税方式を変更するとともに、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行うこととした。
- (2) 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年間延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充することとした。
- (3) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を、平成25年度においても継続することとした。
- (4) 市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引下げを行うこととした。

II 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 前々年中又は前年中の所得について個人の道府県民税の所得割が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止することとした（旧法45の4、旧則2の3の8）。
- (2) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の道府県民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした（法附則3の2の4①）。
- (3) 個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長するとともに、このうち所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額（当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円）とすることとした（法附則5の4の2）。
- (4) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（100分の2.1）を乗じ

て得た率を加算する措置を講ずることとした（法附則5の6①）。

- (5) 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとした（法附則44の2、令附則27の2）。
- (6) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額（当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円）とすることとした（法附則45）。
- (7) 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税
 - ① 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「特定公社債等」という。）の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とすること（法23、71の31）。
 - ② 国外公社債等の利子等で配当割の課税対象となるものについてその支払の際に課される外国所得税の額がある場合には、その国外公社債等の利子等の額からその外国所得税の額を控除した金額に対して配当割の特別徴収を行うこととすること（法71の29）。
 - ③ 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすること（法附則33の2）。
 - ④ 平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、株式等譲渡所得割の課税対象とすること（法23）。
 - ⑤ 平成28年1月1日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすること（法附則35の2の2）。
 - イ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充
 - ① 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とすること（法附則35の2の6）。

② 平成29年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、前年前3年内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とすること（法附則35の2の6）。

ウ 特定口座での取扱い

① 個人が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができることとすること。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算すること（法附則35の2の4）。

② 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して100分の5の税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算すること（法附則35の2の5）。

エ 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権に対する課税

① 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「一般公社債等」という。）については、引き続き利子割の課税対象とすること。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすること（法23、71の8）。

② 平成28年1月1日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすること。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすること（法附則35の2）。

オ 平成28年1月1日以後に支払われるべき割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して配当割を課税することとし、当該割引債の償還差益については翌年度の所得割の課税対象とし、当該所得割額から当該割引債の償還金に係る配当割額相当額を控除すること（法23、71の31）。

カ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することとすること（法附則35の2、35の2の2）。

キ 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充

- ① 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算結了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること（法附則35の2の3）。
 - ② 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること（法附則35の2の3）。
 - ③ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、本特例により控除することができる譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できることとすること（法附則35の3）。
- (8) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとした（法24、25の2、71の7、附則41）。
 - (9) 法人に係る法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る均等割額等へ充当又は還付する制度を廃止することとした（旧法53）。
 - (10) 平成19年度の所得税から個人住民税への税源移譲の際に設けられた払込按分率に係る平成19年から平成24年までの間の経過措置を廃止することとした（旧令附則5の2）。
 - (11) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑦⑧）。
 - (12) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑨⑩）。

2 事業税

- (1) 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例の創設に伴い、付加価値割の課税標準である単年度損益について所要の措置を講ずることとした（法72の18）。
- (2) 前々年中又は前年中の所得について事業税が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止することとした（旧法72の55の3、旧則7の2の2）。
- (3) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした（法附則9⑩）。

- (4) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。
- ア 株式会社商工組合中央金庫に係る資本割の課税標準の特例措置（旧法附則 9 ⑪）
 - イ 株式会社日本政策投資銀行に係る資本割の課税標準の特例措置（旧法附則 9 ⑫⑬）
- (5) 欠損金の繰越控除制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（令 20 の 3）。

3 不動産取得税

- (1) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産について、当該取得が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に行われた場合に限り、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 11 ⑭）。
- (2) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 10 ①）。
 - イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 10 ③）。
 - ウ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ①）。
 - エ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ③）。
 - オ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ④）。
 - カ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑤）。
 - キ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑦）。
 - ク 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑩）。
 - ケ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑬）。
 - コ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額

措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則11の4①）。

サ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則11の4③）。

シ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則51の2①）。

(3) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則11⑫、令附則7⑩）。

イ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置について、対象を東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に限定した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長すること（旧法附則11⑬、法附則51の2③）。

(4) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

ア 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定又は換地若しくは交換分合により取得する土地に係る特例措置（旧法73の2⑩、73の6①、旧令37の12）

イ 独立行政法人森林総合研究所が一定の事業により取得する不動産に係る非課税措置（旧法附則10⑥、旧令附則6の16⑥）

ウ 外貿埠頭公社の民営化に伴い、公社から民営化会社が承継する不動産に係る非課税措置（旧法附則40、旧令附則22）

4 自動車取得税

衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の対象に車両総重量が5トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを追加することとした（法附則12の2の5⑦、則附則4の6）。

5 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特例措置等の適用期限を平成28年3月31日まで延長することとした（法附則32）。

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

(1) 前々年中又は前年中の所得について個人の市町村民税の所得割が課された個人の白色申

告者に係る記録保存義務を廃止することとした（旧法317の8、旧則9の3）。

- (2) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の市町村民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした（法附則3の2の4①）。
- (3) 個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長するとともに、このうち所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額（当該金額が81,900円を超える場合には、81,900円）とすることとした（法附則5の4の2）。
- (4) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（100分の2.1）を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとした（法附則5の6②）。
- (5) 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとした（法附則44の2、令附則27の2）。
- (6) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の4.2に相当する金額（当該金額が81,900円を超える場合には、81,900円）とすることとした（法附則45）。
- (7) 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税
 - ① 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とすること（法附則33の2）。
 - ② 平成28年1月1日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とすること（法附則35の2の2）。
 - イ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充
 - ① 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利

子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とすること（法附則35の2の6）。

② 平成29年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、前年前3年内の各年に生じた特定公社債等の譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とすること（法附則35の2の6）。

ウ 個人が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができることとすること。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算すること（法附則35の2の4）。

エ 平成28年1月1日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とすること。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすること（法附則35の2）。

オ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組すること（法附則35の2、35の2の2）。

カ 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充

① 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算終了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること（法附則35の2の3）。

② 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること（法附則35の2の3）。

③ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、本特例により控除することができる譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できるとすること（法附則35の3）。

(8) 平成28年10月1日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、以下の措置を講ずることとした。

- ① 市町村が特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、当該市町村が特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市町村民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とすること（法321の7の8①）。
- ② 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続すること（法321の7の9）。
- (9) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑦⑧）。
- (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑨⑩）。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備のうち平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の6分の5とする特例措置を講ずることとした（法附則15⑤、則附則6⑤）。
- (2) 鉄道事業者等が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に既設の鉄軌道に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15⑥、則附則6⑥①）。
- (3) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定倉庫について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を締結後5年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずることとした（法附則15⑦）。
- (4) 港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から平成27年3月31日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後10年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15⑧、令附則11③⑨、則附則6⑥②）。
- (5) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成25年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成25年度課税土地等及び平成25年度2分の1減額課税土地等を除く。）について、平成25年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講

ずることとした（法附則55⑤⑦）。

- (6) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成25年度に係る賦課期日において所在する家屋で、その使用状況、社会資本の復旧の状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ2分の1に相当する額を減額することが適当と認めるものについて、平成25年度分の固定資産税額及び都市計画税額からそれぞれ2分の1に相当する額を減額するものとする特例措置を講ずることとした（法附則55⑥⑦）。
- (7) 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅のうち当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であったものに係る減額を当該耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分（改正前1年度分）とするとともに、その対象となる耐震改修に要した費用の要件を50万円超（改正前30万円以上）とすることとした（法附則15の9①、令附則12②）。
- (8) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則14②）。
- イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15④）。
- ウ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15③）。
- エ 鉄道事業者等が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑭）。
- オ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑰）。
- カ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑱）。
- キ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成26年度分まで延長すること（法附則15⑳）。

- ク 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15㉔）。
- ケ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15の8㉓）。
- コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15の8㉒）。
- サ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15の8㉑）。
- シ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則56の2㉑）。
- (9) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
- ア 倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の新設又は増設の期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15㉑、令附則11㉒③、則附則6㉓）。
- ① 対象となる貯蔵槽倉庫の規模の要件を6,000立方メートル以上（改正前5,000立方メートル以上）とすること。
- ② 対象となる附属機械設備に搬出貨物表示装置等を追加すること。
- イ 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる電気を動力源とする自動車に水素を充填するための設備の取得価額の要件を1億5,000万円以上（改正前2,000万円以上）とした上、対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15㉑、令附則11㉒④）。
- ウ 鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から輸送力増強車両のうち列車の運行本数の増加に係るものを除外した上、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15㉑、則附則6㉓）。
- エ 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の5分の3（改正前2分の1）とした上、その適用期限を平成27年度分まで延長すること（法附則15㉑）。
- オ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超（改正前30万円以上）とした上、その対象資産の改

修期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則15の9④⑤、令附則12⑳）。

カ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超（改正前30万円以上）とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則15の9⑨⑩、令附則12㉞）。

(10) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

ア 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者の特例措置（旧法343⑥）

イ 独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（旧法附則14①、旧令附則10の3①）

ウ 外貿埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑤、旧令附則11⑦⑧⑨、旧則附則6㉔㉕）

エ 鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15⑫、旧令附則11⑮⑯⑰⑱、旧則附則6㉚）

オ 電気通信事業を営む者で資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法に規定する高度通信施設整備事業により新設した一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉞、旧令附則11㉟、旧則附則6㉠）

カ 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税の減額措置（旧法附則16の2①④、旧令附則12の2①②③⑧⑨、旧則附則7の2①②）

キ 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則16の2②④、旧令附則12の2④⑤⑧⑨、旧則附則7の2②）

ク 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（旧法附則16の2③④、旧令附則12の2⑥⑦⑧⑨、旧則附則7の2①②）

3 事業所税

(1) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人が行う事業については平成26年6月30日までに終了する事業年度分まで、個人が行う事業については平成26年分まで延長することとした（法附則33⑤）。

(2) 事業所税の課税団体のうち人口30万以上の市で政令で指定するものについて、その人

口要件のうち住民基本台帳に記録されている者の数に係る基準日について、1月1日現在とすることとした（令56の14）。

- (3) 木材の加工業者又は販売業者がその事業の用に供する木材保管施設の資産割の課税標準の特例措置について、構造が簡易なものとして総務省令で定めるものとする要件を撤廃することとした（令56の57③、則24の14②）。
- (4) 1月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数が30万未満となることにより事業所税の課税団体に該当しなくなる場合について、同年の1月2日以降事業所税の課税団体に該当しなくなるものとする事とした（令56の84）。

4 国民健康保険税

- (1) 被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額について、減額の対象を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者（以下「特定同一世帯所属者」という。）をその算定上含むこととする措置について、移行後5年目までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とすることとした（法703の4⑩）。
- (2) 特定世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯（移行後5年目までの間に限る。））に対して、世帯別平等割額を2分の1軽減する措置に加え、特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯（移行後6年目から8年目までの間に限る。））においても世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を講ずることとした（法703の4⑩⑱）。

第3 その他

- 1 更正の請求をすることができる期限について日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合又は災害等により期限延長される場合には、更正等の期間制限の特例として、当該更正の請求があった日の翌日から起算して6月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとした（法17の6①）。
- 2 法定申告期限から5年を超えて行う法人税の純損失等の金額の更正により、法人事業税において法定納期限の翌日から5年を経過した税額に変更が生じないことを明確化することとした（法17の6③）。
- 3 延滞金及び還付加算金の割合等について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則3の2、令附則3の2）。
 - (1) 延滞金（(2)の延滞金を除く。）の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）とする。
 - (2) 法人住民税及び法人事業税について納期限の延長があつた場合の延滞金の割合は、各

年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする。

(3) 徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金について、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除する。

(4) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

Ⅲ 特記事項

1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例が続いていることも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

2 本年度改正においては、金融所得課税の一体化、法人に係る利子割の廃止、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、不動産特定共同事業に係る不動産取得税の特例措置の創設等に関する地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正は、別途行う予定であること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「旧法」：地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第107号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第37号）による改正前の地方税法施行規則